

「新潟県子ども条例（仮称）」制定 に向けた考え方について

令和5年7月24日



子ども政策を推進するための条例制定について

1 子どもを取り巻く状況

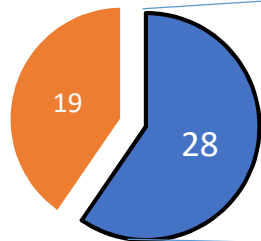
少子化の進行、人口減少に歯止めがかからない中、令和3年度に県内児童相談所で対応した児童虐待相談対応件数が過去最多となり、令和4年度もそれを上回る見込みである。また、不登校児童生徒数やいじめの認知件数も増加するなど、子どもを取り巻く状況は深刻であり、こどもに関する取組や政策を強力に進めていくことが急務となっている。

2 子ども政策推進に向けた国の動き

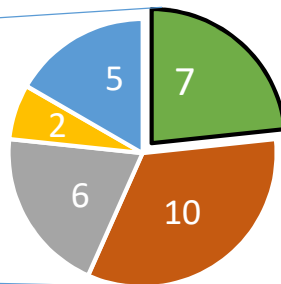
- こども施策を社会全体で総合的かつ強力に実施していくための包括的な基本法として、令和4年6月に「こども基本法」を制定
- 次元の異なる少子化対策の実現のための、「こども未来戦略」の策定に向けて令和5年6月13日に「こども未来戦略方針」を閣議決定

3 子ども・子育て支援に関する条例の制定状況（都道府県）※

※子ども家庭課調べ



■ 条条例制定済
■ 条条例無



- ①子ども・子育て支援全般
- ②子育て支援中心
- ③少子化対策中心
- ④子どもの権利中心
- ⑤その他理念規定中心

令和以降制定：4都県※

※「こども基本法」制定（R4.6）以降に制定した都道府県は無

4 本県の対応

子どもを取り巻く状況や国の動向等を踏まえ、子ども政策推進のための条例を制定することにより、本県における子ども施策の基本的方向性を示し、子ども政策に係る県の取組姿勢等を明らかにするとともに、県民意識の向上や社会全体の気運醸成を図る。

「子ども条例（仮称）」に盛り込むべき内容について

「子ども条例」の趣旨・概要

- ◆趣旨：子ども政策推進のための条例を制定することにより、本県における子ども施策の基本的方向性を示し、子ども政策に係る県の実施方針等を明らかにするとともに、県民意識の向上や社会全体の気運醸成を図る。
- ◆概要：子どもの権利や少子化対策だけでなく、子ども・子育て支援の施策全般に係る条例

①子育て環境に対する県民の声 特に力を入れてほしい施策（県民の意識・満足度アンケート）

- ①「子育てしながら働き続けられる職場環境づくり」 49.5%
- ②「母子保健サービスや医療体制の充実」 37.2%
- ③「子育て家庭の経済的負担の軽減」 34.0%
- ④「保育サービスの充実（延長保育、病児保育、放課後児童クラブ等）」 31.1%

【回答が3割以上の項目】

②日本青年会議所の提唱する「ベビーファースト運動」 （本県R4.7.1参画）における本県の具体的アクション

- ①「職場で支える」子育て応援に取り組む企業への支援
- ②「保育で支える」多様な保育ニーズへの対応
- ③「家庭で支える」共働き・共育て、男性の家事・育児参画促進
- ④「地域で支える」地域で子育て支援に取り組む団体等への支援

③こども基本法（R5.4.1）における基本的施策

- 【第9条・10条】こども大綱、都道府県こども計画の策定
- 【第11条】こども施策に対するこども等の意見の反映（こどもが意見を言いやすい環境づくり等）
- 【第12条】支援の総合的・一体的提供の体制整備（こども家庭庁の下での関係省庁の連携体制の確保）
- 【第13条、第14条】関係機関や民間団体等の連携（関係機関と民間団体、官民との情報の連携）
- 【第15条】こども基本法と児童の権利に関する条約の周知（学校の場合を含めて広く国民に周知）

④「こども未来戦略方針」（R5.6.13）における こども・子育て政策の課題と3つの基本理念

- ・若い世代が結婚・子育ての将来展望が描けない
 - ①若い世代の所得を増やす（ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援や若い世代の所得向上に向けた取組）
- ・子育てしづらい社会環境や子育てと両立しにくい職場環境がある
 - ②育休をとりやすい職場づくり、育休制度の抜本的拡充
- ・子育ての経済的・精神的負担や子育て世帯の不公平感が存在する
 - ③全てのこども・子育て世帯を対象とする切れ目ない支援の拡充

条例に盛り込むべき項目の考え方

- ①「県民の意識・満足度アンケート」、②ベビーファースト運動、③こども基本法、④こども未来戦略方針において挙げられている項目について規定することを基本に、「新潟県子ども条例（仮称）有識者会議」の場において、本県の実情等を踏まえて、具体的に検討する。

「子ども条例（仮称）」の柱建てについて

新潟県子ども条例（仮称）	基本的施策（主な規定内容）
構成	
○ 目的	
○ 定義	
○ 基本理念	
○ 県の責務	
○ 市町村との連携等	
○ 事業者の協力	
○ 県民の協力	
○ 財政上の措置	
○ 計画策定	
● 基本的施策	
○ 周知広報 等	
	1 子どもの権利 ・ 権利擁護推進のための施策 （学校等における教育・広報・啓発、ヤングケアラー支援、虐待防止）
	2 子どもの意見の反映 ・ 意見を反映するための仕組みづくり（SNS活用、審議会等へ参画）
	3 子ども政策を推進するための体制整備 ・ 関係機関との連携（国、市町村、企業等との連携体制構築）
	4 社会全体で子育て家庭の経済的負担を軽減する取組を推進 ・ 関係機関、民間等と連携した取組・気運醸成、子どもの貧困対策
	5 職場で子育てを支える環境づくり ・ ワーク・ライフ・バランスの推進（子育て応援に取り組む企業への支援）
	6 保育・教育で子育てを支える環境づくり ・ 保育サービスの充実 ・ 幼児教育の充実
	7 家庭で子育てを支える環境づくり ・ 共働き・共育ての推進 ・ 家事・育児共同参画促進
	8 地域で子育てを支える環境づくり ・ 地域の子育て支援（NPO団体等の取組推進、子どもの居場所づくり） ・ 母子保健サービスの推進（相談・支援体制の充実）

具体的な施策は計画に規定

1 子どもの権利について

1 こども基本法（こどもの権利）

（この法律及び児童の権利に関する条約の趣旨及び内容についての周知）

第15条 国は、この法律及び児童の権利に関する条約の趣旨及び内容について、広報活動等を通じて国民に周知を図り、その理解を得るよう努めるものとする。

（参考）令和4年6月10日 参・内閣委 提案者答弁

広報活動等の具体的な方法あるいは対応などはこれから様々な運用に委ねられるというふうには思いますが、こどもに対する周知の場として学校が含まれ得ることについては、私ども提案者としてもそれ想定をしているところでありませう。

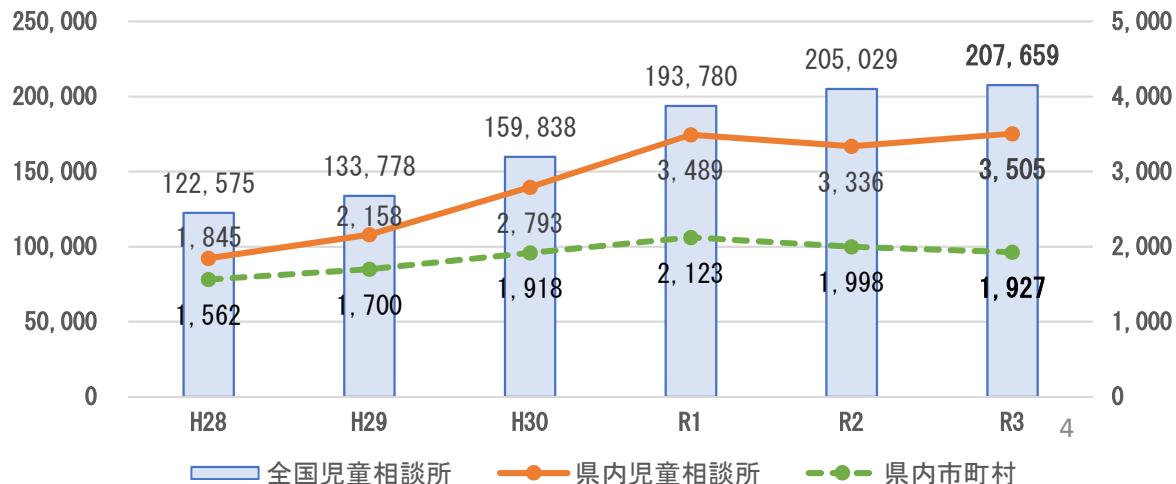
2 子どもの権利侵害等

【ヤングケアラーと関係の深い子どもの権利】厚生労働省ヤングケアラーに関する調査研究（有限責任監査法人トーマツ）から引用

- ヤングケアラーと思われる子どもを見逃すことなくキャッチするには、（中略）子どもの権利条約に定められた権利が侵害されている可能性がないかといった視点も重要になります。
- 子どもの権利条約では様々な子どもの権利が定められており、その中でもヤングケアラーと関係が深いものとしては、教育を受ける権利や休み・遊ぶ権利をはじめとして、意見を表す権利、健康・医療への権利、社会保障を受ける権利、生活水準の確保などが挙げられます。

【児童虐待相談対応件数等の推移】

- 令和4年度の県内の児童虐待相談対応件数は速報値で3,661件（前年度105%）となり、過去最高であった令和3年度をさらに上回る見込み。



2 子どもの意見の反映

1 こども基本法（こども等の意見の反映）

（こども施策に対するこども等の意見の反映）

第11条 国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

（国説明資料）

こどもの意見を反映させるために必要な措置については、当該施策の目的等によって様々であると考えられますが、例えば、以下のような手法が想定されます。

- ・ こどもや若者を対象としたパブリックコメントの実施
- ・ 審議会・懇談会等の委員等へのこどもや若者の参画の促進
- ・ こどもや若者にとって身近なSNSを活用した意見聴取などこどもや若者から直接意見を聴く仕組みや場づくり

2 こども等が意見を反映する取組

【審議会・懇談会等の委員等へのこどもや若者の参画等】

○子ども条例（仮称）有識者会議への参画（新潟県）

子ども・若者からオブザーバーとして参加してもらい、意見聴取する予定※

※日程調整の結果、会議当日の参加が難しい場合には、事務局が別途直接出向いて意見聴取を行う。

【SNS等を活用して若者から直接意見を聴く仕組み】

○こども若者★いけんぷらす（こども家庭庁）

こどもや若者が様々な方法で自分の意見を表明し、社会に参加することができる、新しい取組を実施

- ・ 対象：小学1年生から20代の方でこども家庭庁のホームページから登録した方（ぷらすメンバー）
- ・ 意見を伝える方法：対面（リアル/オンライン）、Webアンケート、チャットなどのいろいろな方法で意見を伝えることが可能
- ・ 意見を伝えるテーマ：こども家庭庁が示したテーマだけでなく、こども若者が選んだテーマも可能 5

3 子ども政策を推進するための体制整備

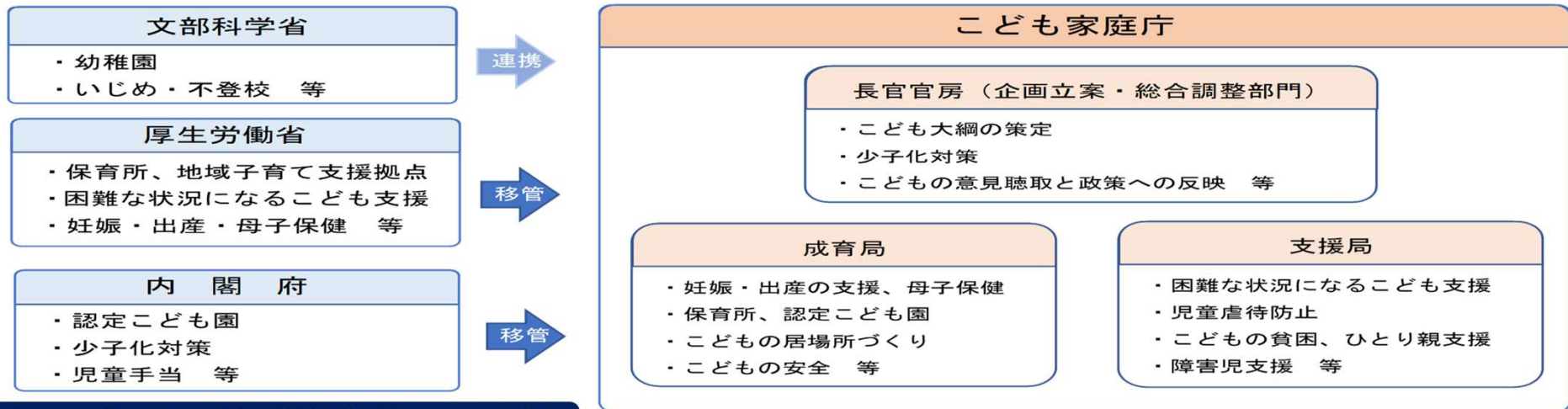
1 こども基本法（庁内連携）

（こども施策に係る支援の総合的かつ一体的な提供のための体制の整備等）

第12条 国は、こども施策に係る支援が、支援を必要とする事由、支援を行う関係機関、支援の対象となる者の年齢又は居住する地域等にかかわらず、切れ目なく行われるようにするため、当該支援を総合的かつ一体的に行う体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

（参考）令和4年4月27日衆・内閣委 提案者答弁

こども施策において長年の課題とされてきた3つの壁、いわゆる年齢の壁、あるいはこどもが必要とする施策ごとの制度の壁、施策を講ずる関係省庁の縦割りの壁、これを打破し、統合的、一体的に支援を提供していくということ。（略）



2 こども基本法（関係機関との連携）

（関係者相互の有機的な連携の確保等）

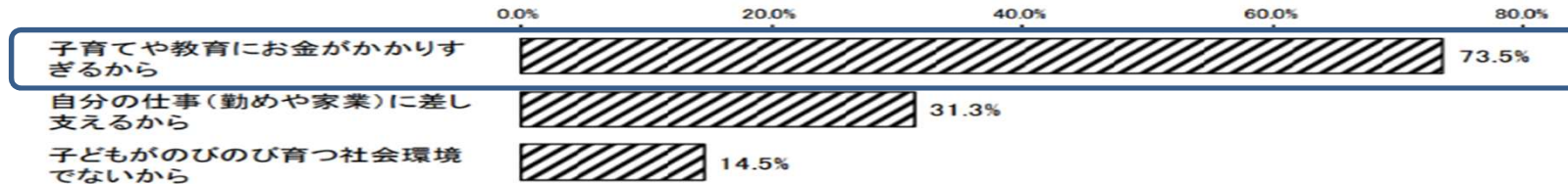
第13条 国は、こども施策が適正かつ円滑に行われるよう、医療、保健、福祉、教育、療育等に関する業務を行う関係機関相互の有機的な連携の確保に努めなければならない。

- 2 都道府県及び市町村は、こども施策が適正かつ円滑に行われるよう、前項に規定する業務を行う関係機関及び地域においてこどもに関する支援を行う民間団体相互の有機的な連携の確保に努めなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、前項の有機的な連携の確保に資するため、こども施策に係る事務の実施に係る協議及び連絡調整を行うための協議会を組織することができる。
- 4 （略）

4 社会全体で子育て家庭の経済的負担を軽減する取組を推進

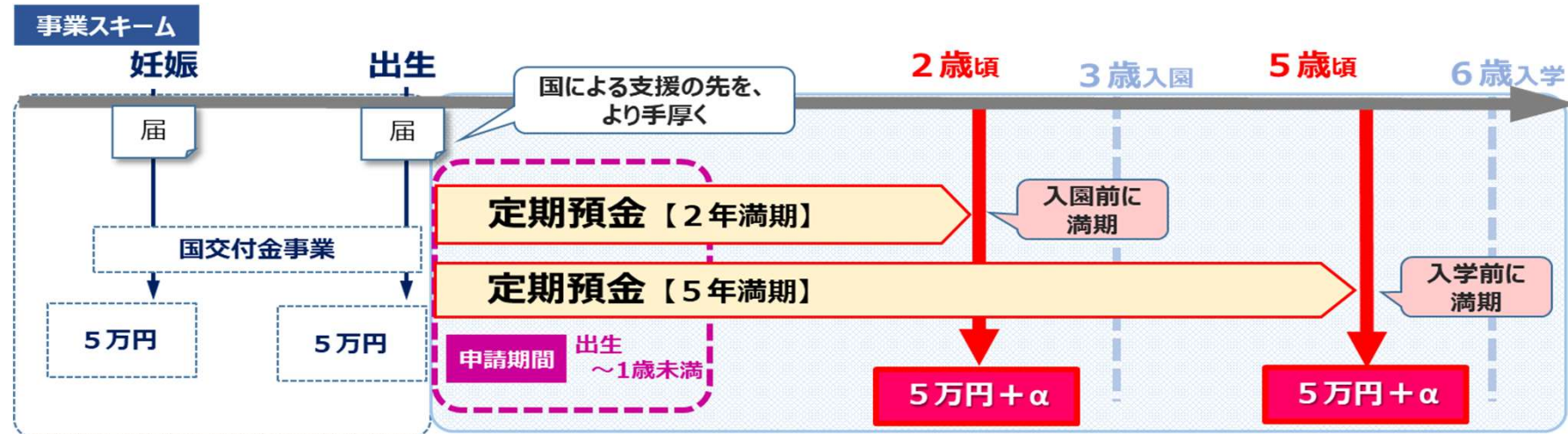
1 県民の意識・満足度アンケート（R4年度）

○ 理想の子ども数を持たない理由として、子育て等に係る経済的負担を挙げる声が7割超で最多



2 本県の特長的な取組【定期預金等による子育て応援事業 新潟県「子育て応援定期預金」(仮称)】

- ◎ 入園・入学時の**経済的負担が大きい節目節目に対する支援**を、子育ての将来負担を最も考える**出生時に行う**
- ◎ **民間金融機関とタイアップ**し、**社会全体で生まれてくるすべての子どもをお祝い**し、官民挙げて**子育て世帯を応援する**



3 子どもの貧困対策

「令和元年度新潟県子どもの生活実態調査」を基に作成

※調査対象：県内の小学5年生、中学2年生、高校2年生の保護者

保護者	全体	生活困難層		一般層	ひとり親等	ふたり親
		困窮層	周辺層			
食料が買えなかった経験	18.3%	84.7%	42.2%	6.7%	35.4%	16.5%
衣類が買えなかった経験	28.0%	95.3%	58.4%	14.7%	55.6%	25.1%

【主な支援】

- ・ひとり親家庭等の経済的な自立を支援するための福祉資金の貸付
- ・ひとり親家庭への医療費の一部助成
- ・養育費の取り決めのための費用を補助
- ・子ども食堂を運営する団体等への補助

5 職場で子育てを支える環境づくり

1 本県のワーク・ライフ・バランスに関連する数値

共働き率、女性就業率、育児をしている女性の有業率、男性の育休取得率は、いずれも全国平均より高い。

指 標	新潟県	全 国	全国差	備 考
共働き率	56.4%	51.6%	+4.8	R2年国勢調査（総務省） （回答は不詳を除く）
女性就業率 （25～44歳）	84.0%	78.1%	+5.9	R2年国勢調査（総務省） （回答は不詳補完値）
育児をしている女性の 有業率	75.4% （全国11位）	64.2%	+11.2	H29就業構造基本調査（総務省）
男性の育児休業取得率	18.5%	14.0%	+4.5	R3「雇用均等基本調査」（厚生労働省） R3「新潟県賃金労働時間等実態調査」（新潟県しごと定住促進課）

2 本県のワーク・ライフ・バランス推進に向けた主な取組

【多様で柔軟な働き方実践企業の創出】

- 若者や子育て世代から働く場として「選ばれる新潟」を実現し、県内企業の人材確保を図る観点から、多様で柔軟な働き方が可能な企業を創出するための実践モデルを策定（R4）
- 県内企業に普及啓発し、実践企業創出・拡大に取り組む
※ 多様で柔軟な働き方・テレワーク、短時間勤務、勤務地限定、副業・兼業など

【パパ・ママ子育て応援プラス認定企業】

- 男女共同参画や仕事と家庭の両立支援に取り組む企業の登録・認定制度
（主な認定のメリット）
 - ・ 妊娠・出産・子育て関連有給休暇制度利用奨励金
所定の条件を満たす休暇制度を導入し、利用した場合に事業者へ奨励金を支給 30万円
 - ・ 男性の育児休業取得促進助成金
所定の育児休業を取得した場合に、男性労働者と事業主の双方に助成金を支給 各5万円

6 保育・教育で子育てを支える環境づくり

1 こども未来戦略方針（幼児教育・保育の質の向上）

- 昨今、幼児教育・保育の現場でのこどもをめぐる事故や不適切な対応事案などにより子育て世帯が不安を抱えており、**安心してこどもを預けられる体制整備を急ぐ必要がある**
- 1歳児及び4・5歳児の職員配置基準について **1歳児は6対1から5対1へ、4・5歳児は30対1から25対1へと改善**
- **民間給与動向等を踏まえた保育士等の更なる処遇改善を検討**

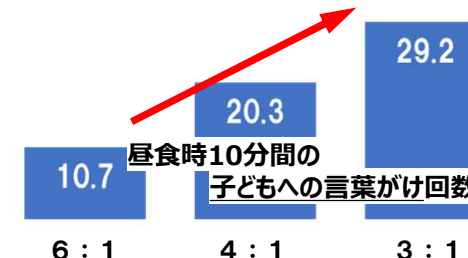
2 本県の保育サービスの充実にに向けた主な取組

- 2歳未満児を受け入れている私営保育所等において、1歳児3人につき保育士1人を配置した場合に必要な人件費を補助（H2～）

	国配置基準	実施園への加算 ※網掛けが未来戦略方針により今後実施予定
0歳児	3:1	-
1歳児	6:1	5:1
2歳児	6:1	-
3歳児	20:1	15:1
4~5歳児	30:1	25:1



新潟県
3 : 1



- 「気になる子」、医療的ケア児に対応する保育士や看護師等を配置した保育所等を市町村とともに支援
- 質の高い保育等を提供するため、その担い手となる職員の資質向上及び人材確保を行うための研修を実施

3 本県の幼児教育の充実にに向けた主な取組

【新潟県幼児教育センター】

- ・ 幼児教育アドバイザー・地域アドバイザーの配置、各地区における幼児教育推進リーダーの養成
- ・ 保育所等への訪問研修とオンライン研修の実施、育成指標モデルの提示、研修の手引きの配布

【幼児教育の質向上・子育て支援】

- ・ 私立幼稚園等の特色ある教育や人材確保経費への支援
- ・ 私立幼稚園等が実施する未就園児等の子育て相談や親子登園などへの支援

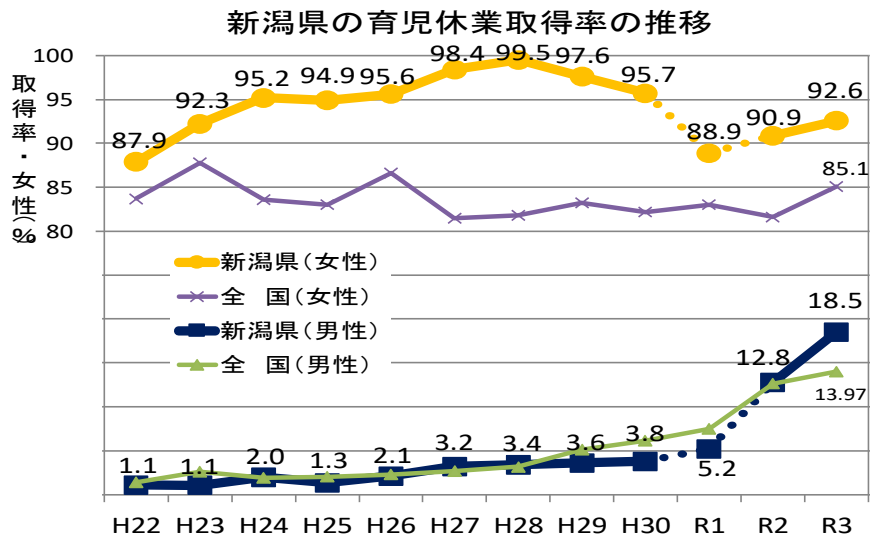
7 家庭で子育てを支える環境づくり

1 こども未来戦略方針（共働き・共育ての推進）

【男性育休の取得促進】

- 国際的に見ても低水準にある**夫の家事・育児関連時間を増やし、共働き・共育てを定着させていくための第一歩が男性育休の取得促進**
- 「**男性育休は当たり前**」になる**社会の実現**に向けて、官民一体となって取り組む。
（男性の育児休業取得率の目標）
2025年 公務員 85%（1週間以上の取得率）、民間 50%
2030年 公務員 85%（2週間以上の取得率）、民間 85%

2 本県の育児休業取得率



新潟県職員の育児休業取得率

「仕事と子育ての両立支援のための新潟県特定事業主行動計画（第4期計画）」をもとに作成

目標項目		R4実績	R4目標	達成状況
育児休業	女性	100%	95~100%	【達成】
	男性	53.7%	30%	【達成】

国：雇用均等基本調査
県：新潟県賃金労働時間等実態調査

3 本県の男性の家事・育児バランスの推進に向けた取組

家庭における男性の家事・育児参画を推進することにより夫婦の意識を変えていくほか、**男性の家事・育児参画に対する社会全体の理解が一層深まるよう研修等を実施する。**

- **研修開催**
・父親支援に関する研修の実施
- **アドバイザー派遣**
・父親支援のイベント等を実施する団体への派遣
- **家事・育児参画キャンペーン**
・民間事業者と共催でキャンペーンを企画

8.1 地域で子育てを支える環境づくり（地域の子育て支援）

1 親子の居場所の確保

背景

- ・ 3歳未満児の約6～7割は家庭で子育て
- ・ 核家族化、地域のつながりの希薄化
- ・ 自分の生まれ育った地域以外での子育ての増加
- ・ 男性の子育てへの関わりが少ない
- ・ 児童数の減少

課題

- ・ 子育てが孤立化し、子育ての不安感、負担感
- ・ 子どもの多様な大人・子どもとの関わりの減
- ・ 地域や必要な支援とつながらない



地域子育て支援拠点の設置

**子育て中の親子が気軽に集い、
相互交流や子育ての不安・悩み
を相談できる
場を提供**



こども家庭庁ホームページ「地域子育て支援拠点事業とは（概要）」から引用

【地域子育て支援拠点】

- ・ 地域の身近な場所（公共施設、空き店舗、保育所、児童館等）で、子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供を実施
 - ・ **本県の地域子育て支援拠点数**
- ◎ **R3年度：全国1位**（0～4歳人口千人当たり個所数）※H28からR3まで6年連続1位
（新潟県：3.4個所 全国平均：1.8個所）

2 子どもの居場所の確保

【「小1の壁」打破に向けた量・質の拡充】（こども未来戦略方針）

- **放課後児童クラブの待機児童は依然として1.5万人程度存在**
- 全てのこどもが放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、新・放課後子ども総合プラン（2019年度～2023年度）による**受け皿の拡大（約122万人から約152万人への拡大）**を着実に進める
- 放課後児童クラブの安定的な運営を図る観点から常勤職員配置の改善などを図る

<本県の子どもの居場所確保に向けた主な取組>

【つながりの場づくり支援】

- ・ 子どもが孤独・孤立に陥らないようするため、子ども等を行政等の必要な支援につなげる事業

【子どもの居場所支援コーディネーターの配置】

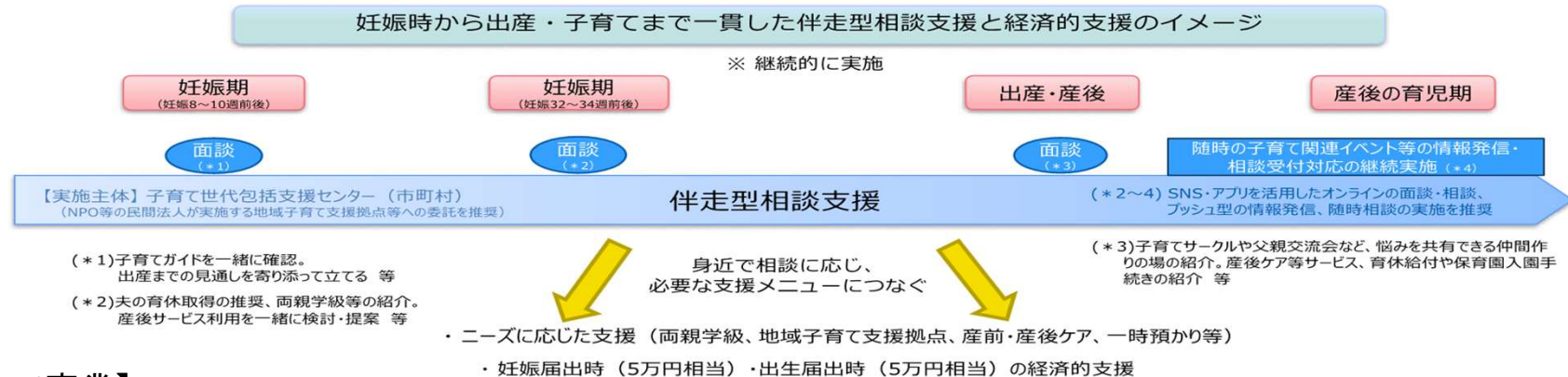
- ・ 子どもの居場所に知見のある団体にコーディネーター業務（相談支援、情報交換会等）を委託

8.2 地域で子育てを支える環境づくり（母子保健サービスの推進）

1 こども未来戦略方針（伴走型相談支援と産前・産後ケアの拡充）

【伴走型相談支援】

妊娠期から出産・子育てまで、身近な場所で相談に応じ、多様なニーズに応じた支援につなぐ「伴走型相談支援」について、地方自治体の取組と課題を踏まえつつ、継続的な実施に向け制度化の検討を進める。



【産後ケア事業】

利用者負担の軽減措置を本年度から全ての世帯に対象を拡大して実施するとともに、支援を必要とする全ての方が利用できるようにするための提供体制の確保に向けた取組を進めるなど、子育て家庭の産前・産後の心身の負担軽減を図る観点から実施体制の強化等を行う。

2 本県の相談・支援体制の主な取組

【伴走型相談支援】

- 市町村担当者が、より効果的に伴走型相談支援に取り組む体制づくりを支援するため、県と県医師会が協働して研修会を開催

【産婦健診・産後ケア事業】

- 市町村が行う妊産婦支援の取組を促進するため、優良事例の共有やアセスメントツール導入のための研修会を実施
- 市町村の産婦健診実施に係る事務負担を軽減するため、県が県内産科医療機関と包括的な委託契約を締結したことにより、産婦健診を実施する市町村が増加